

発議第16号

令和元年11月29日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者 木津川市議会議員 宮嶋 良造

賛成者 木津川市議会議員 西山幸千子

木津川市介護保険条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

平成30年度木津川市介護保険特別会計歳入歳出決算で介護給付費準備基金は5億3,255万6,860円となった。更にこの基金残額に歳入歳出差引額1億3,222万7,974円を加えると6億6,478万4,834円となり、第1号被保険者の保険料を第5期の保険料に戻すことができる。よって本条例の改正案を提案する。

木津川市条例第 号

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「28,700円」を「27,000円」に改め、同項第2号中「41,400円」を「39,000円」に改め、同項第3号中「44,600円」を「42,000円」に改め、同項第4号中「57,300円」を「53,900円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「59,900円」に改め、同項第6号中「73,200円」を「68,900円」に改め、同項第7号中「82,700円」を「77,900円」に改め、同項第8号中「98,600円」を「92,900円」に改め、同項第9号中「108,200円」を「101,800円」に改め、同項第10号中「117,700円」を「110,800円」に改め、同項第11号中「127,200円」を「119,800円」に改め、同項第12号中「136,800円」を「128,800円」に改め、同項第13号中「146,300円」を「137,800円」に改め、同項第14号中「149,500円」を「140,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の木津川市介護保険条例第4条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

参考資料（発議第16号）

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対象表

(新)	(旧)
第1条～第3条（略） （保険料率）	第1条～第3条（略） （保険料率）
第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,000円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39,000円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,000円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,900円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,900円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,900円</u> ア・イ（略）	第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,700円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,400円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,600円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,300円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,600円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,200円</u> ア・イ（略）

(7) 次のいずれかに該当する者
77,900円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者
92,900円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者
101,800円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者
110,800円

ア・イ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当し
ない者 119,800円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者
128,800円

ア・イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者
137,800円

ア・イ (略)

(14) 前各号のいずれにも該当し
ない者 140,800円

2～5 (略)

第5条～第18条 (略)

(7) 次のいずれかに該当する者
82,700円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者
98,600円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者
108,200円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者
117,700円

ア・イ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当し
ない者 127,200円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者
136,800円

ア・イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者
146,300円

ア・イ (略)

(14) 前各号のいずれにも該当し
ない者 149,500円

2～5 (略)

第5条～第18条 (略)

